

# 地公退ニエース

No. 118  
2014. 5. 1  
定価一部20円  
(会員の購読料は  
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

## 医療・介護連携による地域包括ケアの推進に向け 介護保険見直し・医療提供体制見直しへの取り組み強化を

### 医療・介護総合確保法案の審議本格化

「給付抑制と利用者負担増」を主な内容とした介護保険法改正案は四月一日から衆議院厚生労働委員会でも本格的な審議が展開されている。

今回の介護保険法改正案は、医療提供体制の見直しをめざす医療制度改革と連動させた医療法改正案等の一人の法律案と共に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等の促進に関する法律案」という名称の一括法（以後「総合確保法案」として表記）として提案されている。

一方、この総合確保法案審議に併せて民主党は野党六党の共同提案として「**介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案**」を衆議院に提出し、人材確保のための処遇改善策を提案した。

退職者連合は、地域包括ケア体制の実現とそれに逆行する予防給付の切捨てや費用負担強化に反対し、昨年から全国で自治体要請行動を展開してきたが、現在も粘り強く厚生労働省や政党への要請行動を行うとともに、国会審議への傍聴行動等を展開している。

今国会で審議されている一括法案は、一九の法律改正を内容としているがその主要な改正内容と問題点は以下のとおりである。

### 「総合確保法」は、一九本の法律の一括改正法案 改正の中心は医療提供体制の見直しと介護保険の 「給付の重点化・効率化」

#### (一) 新基金を活用した医療・介護連携強化と基盤整備を

改正案は、「地域における公的介護施設等の計画的整備等の促進に関する法律」を改正し、「地域における医療・介護の総合的な確保のために事業計画を策定し、その事業経費を支弁するために都道府県に新たな基金を創設する」ことを提案している。基金は二〇一四年度は九〇四億円で、次年度以降も消費増税分を財源に予算措置される。

なお事業計画の策定は、「市町村計画をもって都道府県計画を策定する」となっているが、今年度は、市町村計画を待たず都道府県計画を策定するとなっている。また、初年度の基金の活用対象は、医療制度改革の重点である病床機能分化（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）とそれに基づく医療ビジョン達成に向けた医療機関の施設・設備の整備や在宅医療推進事業、医療従事者確保のための事業等となっており、介護基盤の整備や地域ケア充実のための連携事業は、次年度以降の課題とされている。

しかしこの事業計画策定にあたっては、「医療計画と介護事業計画との整合性を図る」となっており、来年度からの第六期市町村介護事業計画との連動は極めて重要な課題であり、今年度における市町村段階からの医療・介護連携推進をめざす積極的な取り組みが求められている。

#### (二) 都道府県・市町村の連携による医療・ビジョンの策定、地域医療体制の確保に向けて

医療法の改正は、都道府県知事への医療機関の病床機能（四機能）報告と、それを基に地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提

供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定すること、②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付ける、の二点を中心。

しかし、病床機能分類を単に医療費抑制を目的としたものとしたためには、都道府県が積極的に市町村と連携して、介護基盤整備と連動した医療提供体制の整備を図る必要がある。

医療計画策定にあたっては、都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保や医療計画も二〇一六年度からは介護事業計画と同じ「三年サイクル」とすることが明記されており方向性としては医療・介護連携に向けた改正といえるが、今年度から基金活用や医療・介護総合確保法案が進行することから、現時点でも介護と医療の連携に向けた踏み込んだ取り組みが求められている。

なお、地域医療支援センターの法定化については、「努力義務」にとどまっており、現在の三〇か所設置から全都道府県設置とその実効性の確保に向けた取り組みが課題となっている。また、在宅療養支援の観点からは、診療報酬改定時に訪問診療を評価する報酬設定を行ったが、訪問診療する医療機関が必ずしも在宅療養支援診療所の届け出をしない現実を踏まえ、報酬誘導だけでなく、夜間や病状の急変時の連携やバックアップ機能の強化が必須の課題である。

#### (三) 介護保険法改正案は「給付抑制と費用負担増」のゴリ押し案

介護保険法改正案の主要な改正内容は、①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村の地域支援事業に移行、②特別養護老人ホームの入所を中重度の要介護者に重点化、③低所得者の保険料軽減を拡充、④一定以上の所得の有る一号被保険者の利用者負担を二割へ引き上げ、⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加、の五点が中心となっている。

この改正案に対し地公退は、①介護保険にとって「予防給付」は要介護度の重度化を防止し、地域・在宅での高齢者の暮らしを支えるためには必須の要件である。今後一層、一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加が明確な状況で、要支援者への予防給付の維持・拡充は不可欠な施策であり、政府案には断固反対、②「特養入所待機者五二万人」の背景には、在宅生活を支える地域の介護・医療基盤への不安がある。特養入所の「中・重度限定」の前に、在宅生活を支える地域の支援基盤の拡充こそ先行すべき、③低所得者の保険料軽減策自体は賛成、④利用者負担の引き上げは、保険料における応能負担原則が給付段階で二重に適用されるもの。また施設における補足給付への資産要件の勘案は、低所得者が施設入所によって居住用財産を喪失することにつながり、結果として利用抑制につながるものであり反対。

以上のように地公退は、「地域支援事業の拡充」に名を借りた「給付抑制と利用者負担増」に反対するとともに、地域・在宅ケアの充実に向けた「介護・医療・福祉・住宅」などの施策の連携による「地域包括ケア体制の確立」をめざし退職者連合に結集し、取り組みを継続していく。

その他にも、重要な法改正が一括法の中で括られており、それぞれに課題を明確にした慎重な審議や取り組みが求められている。

## 年金積立金は労働者の資産だ、勝手な運用は許さない

またしてもご都合主義人事によるゴリ押し

安倍内閣は「公的・準公的資金の運用・リスク管理の高度化等に關する有識者会議（会長・伊東隆敏東大院教授）」を使って二〇一三年一月に厚生年金・制度三共済等の年金積立金をはじめとする公的資金の運用について、リスクをとつても大きな利回りを得る運用の比率を高める方向を提言させた。

二〇一四年四月には、厚生年金積立金の運用機関である「年金積立金運用独立行政法人（GPIF）」の運用委員のうち任期が来た委員の交代を利用して、委員長にリスク運用促進派の米沢康博早大院教授を起用するなど、ここでもご都合主義人事によって政権の思惑をゴリ押ししようとしている。

企業や個人がハイリスクを覚悟しながら高収益を得るために投資をすることはありうるだろうが、リーマンショックが象徴的に示したように、ほとんどカジノと化した金融市場は年金積立金を運用すべき場所ではない。

### 年金積立金は労働者の資産（ワーカーズキャピタル）

これまで年金積立金は債券や株式などの運用先についてポートフォリオで割り振りを決めて、安全と効率を重視して運用してきた。その理由は、積立金の半分が労働者の拠出により作られ、全部が労働者の生活資金である年金に充てられる労働者の資産であるからである。

国内外の金融資本は大きなお金の塊が動けばそれが自分の資金でなくともそこから利益を奪り取れることを熟知しており、虎視眈々と機会をうかがっている。年金積立金を有利な運用で増やすという口実で国際金融資本に稼ぎの場を用意しようとするのが今回のリスク運用方針である。運用に失敗して労働者の大切な資産を傷つけても、原発と同じで長い年月の後まで責任をとる政治家も学者も法人も一切存在しない。労働者の生活と無縁なマネーゲームのために、労働者の資産を利用させるわけにはいかない。まして、運用の失敗で年金原資を損なうわけにはいかない。連合が「有識者会議」以来一貫して反対しているのはこのためである。

地公退は、労働者の資産である年金積立金運用のポートフォリオはリスクの低い運用を主とし、株式投資を位置付ける場合には国連が提唱する「社会責任投資（人環境を重視する企業活動・労働法令順守や児童労働排除など社会性に配慮した企業活動・反社会的行為をしない企業統治）を指標にした投資」とすべきことを要求し、地方公務員共済の資金では着実に前進してきた。厚生年金についても同様の方針で対処すべきで、それによってのみ積立金がカジノに投入されることを防げる。

私達は政権による労働者の資産（ワーカーズキャピタル）の危険な運用を許さない。

## 年金財政検証と制度改革の検討

### 財政再計算から財政検証へ

二〇〇四年の年金制度改定により、それまでの「保険料と給付のバランスを五年ごとに再計算して、必要な保険料改正と制度改正のための法改正を提出する」方式から、「保険料率の上限を固定して（段階的引き上げと到達点を予め明示）、負担能力の限度内で給付を調整する」方式に変更された。

これに伴い、給付調整の方法として「マクロ経済スライド」が導入された。また従来の再計算はなくなり、これに代えて「人口や経済に関してその時点で得られるデータを将来に投影して年金制度の見直しをたてる、必要があれば別途制度改定を検討する」目的で財政検証が行われることになった。財政検証は人口推計にあわせて五年に一度実施される。年金制度は超長期の制度であるため、投影は一〇〇年を対象に財政均衡を図るが、経済について長期の予測や予

言が不可能なことは自明のことなので、あくまで五年間の刻みで過去データと政策目標とによる幅のある経済前提を将来に投影して検証することになる。一部で語られた「〇四年改正制度により一〇〇年安心」などあり得ないことで、そのためにこそ五年ごとの財政検証により財政均衡に必要な軌道修正を図る仕組みとされている。

### 第二回検証とそれによる制度改定提案の可能性

第一回の検証は二〇〇九年に実施され、今年第二回の検証作業が六月報告を目的に進行している。これまでに示された経済前提は、物価上昇率・実質賃金上昇率・実質運用利回り等について八ケースを想定している。

年金の基盤である経済・雇用・人口は楽観できる状況ではないため、今次検証結果によつては二〇一二年改定に続いて再びいくつかの年金制度改定が検討される可能性がある。

法定の財政検証に加えて実施される「オプシオン試算」の項目は、社会保障・税一体改革の継続検討事項とも重なっており、検証終了後になんらかの制度提案に結びつく可能性もある。

年金は社会化された扶養であり、扶養する力の範囲でしか維持できない。この意味では、状況によつては現行制度・現行給付水準を無傷で維持できない場合があることも想定せざるを得ない。しかし、私たちは保険料を払い終え、生計を支える支柱として裁定された年金を受給しており、これが財産権として守られている以上、納得できる論理とデータ、民主的手続きと合意を抜きにした改定は認めない。検証とその結果に基づく提案に注目する。

**オプシオン試算**（年金制度課題の検討に資するよう、次の三要素について試算し、法定の検証に比べて、マクロ経済スライドの調整期間・最終的な所得代替率にどう影響が出るかが分かるよう示す）

\*物価・賃金の伸びが低い場合でもフルにマクロ経済スライド調整を発動する場合

\*被用者保険のさらなる適用拡大をする場合

\*高齢者の就業、保険料拠出期間と年金受給年齢を見直す場合

なお、これまでの一体改革による制度検討では、今回オプシオン試算する上記の三項目のほかに、「高所得者の年金額の調整」「第三号被保険者制度の見直し」「標準報酬上限の見直し」などが検討事項として明記されており、これらに関する検討にも注目する必要がある。

## 地公退、「戦争をさせない」人委員会に参加登録 「戦争をさせない全国署名」を成功させよう

戦争への道突き進む安倍政権の暴走を阻止するために、大江健三郎さんから一六人が呼びかけた「戦争をさせない一〇〇〇人委員会」が三月にスタートした。「一〇〇〇人」は千という数字ではなく多くの人という意味で用いられており、既に全国、地域それぞれに多くの団体・個人が参加登録を進めている。

政権は当初憲法の条文改定をめざしたが、国内外からの批判が強かったため、憲法の実質的空文化方針に転じた。先に強行可決した「特定秘密保護法」で「表現の自由」の空文化をはかり、「集団的自衛権行使に係る憲法解釈の閣議決定による変更」により、「平和主義」も実質的に空文化しようとしている。

近代憲法は、市民が国家権力の横暴を縛る「立憲主義」として成り立ってきた。これを国家権力が市民に義務を課すものに逆転させることは許せない。かつ、その改定手法として憲法に定めた国会発議に基づく国民投票を行うことなく、行政組織にすぎない閣議の解釈変更でできるとする考えは、立憲主義の全面否定である。

一〇〇〇人委員会からは、最初のかつ緊急の取り組みとして『憲法を破壊する「集団的自衛権の行使」容認に反対します』戦争をさせない全国署名」が提起されている。五月下旬までに一人でも多くの署名を集め、閣議決定による解釈改憲に反対する意思を表そうとする取り組みである。

地公退は、運動方針に基づいて一〇〇〇人委員会に参加登録をして運動に参画することとした。戦争をさせない全国署名については構成組織毎に討議して取り組みことになるが、多くの市民の意思表示の機会にすることが期待される。